

瀬戸市の中小企業支援施策

『瀬戸市コロナ克服販路拡大支援展示会活用補助金』 概要

瀬戸市では、新型コロナウイルス感染症の影響の克服に向け、販路拡大を行う前向きな中小企業者を応援するため、製品・技術等を積極的にPRする展示会への出展を活用した販路拡大の支援をします。

◆ 支援対象事業者（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・ 瀬戸市内の中小企業者である者
- ・ 市税の滞納のない者
- ・ 国、県その他の機関から当該事業に係る他の補助金の交付を受けていない者

◆ 補助対象事業（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・ 瀬戸市外で行われるもの
- ・ 広く一般に公開されているもの
- ・ 出展小間数が次に掲げる要件のいずれかを満たしていること
 - ア 国内及び Web 上で行う展示会等は、30以上のもの
 - イ 海外で行う展示会等は、50以上のもの
- ・ 展示等の対象となる製品、技術等が瀬戸市内で製造、出荷等されるものであること
- ・ 海外及び Web 上で行う展示会等の場合、その場で小売りすることを主目的としたものでないこと
- ・ 過去2年以内に出展した展示会でないこと
- ・ 令和5年2月28日までに事業が完了（支払い、展示会期間の完了）すること

◆ 対象、経費、補助率及び補助上限額

事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
(1) 国内で行う展示会等に出展する事業	① 出展料（小間料、ブース代等）	補助対象経費の1/2	(1) その場で小売りすることを目的としない展示会等への出展 上限20万円 (2) その場で小売りすることを主目的とした展示会等への出展 上限6万円
(2) 海外で行う展示会等に出展する事業	① 出展料（小間料、ブース代等） ② 渡航に係る航空運賃 ※ 国内利用分を除く。空港利用税、サーチャージ及び航空保険料等を含む。最も合理的な経路による適切な運賃で、最大20万円とする。	補助対象経費の1/2	上限40万円 ※ ただし、補助事業に係る展示会等への出展を他の事業者と共同で行う場合は、最大20万円を共同で出展する事業者の数で除して得た額とする。
(3) Web 上で行う展示会等に出展する事業	① 出展料（参加費等）	補助対象経費の1/2	上限20万円

◆ 補助事業の実施期間

交付決定日から令和5年2月28日までに事業完了するものが補助の対象です。

◆ 補助金の交付決定等

- (1) 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払です。
- (2) 補助金の交付対象となる経費は、令和5年2月28日までに事業完了（支払い、展示会期間の完了）するものに限ります。

◆ 交付申請期間

募集開始日から令和5年2月17日まで（**必着**）
※ただし、予算の上限に達し次第、申請を締め切ります。

◆ 申請方法及び郵送先

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則郵送とします。

〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1

瀬戸市役所産業政策課 瀬戸市コロナ克服販路拡大支援展示会活用補助金補助金担当 宛て

◆補助金交付に係る手続きの流れ◆

